

# 内閣官房業務継続計画

平成 20 年 7 月

(平成 27 年 3 月改正)

内閣官房

# 目次

## 第1章 総則

1. 背景と位置づけ
2. 基本方針

## 第2章 想定被害と業務継続への影響

1. 被害想定（人的・物的被害）
2. 具体的被害想定

## 第3章 非常時優先業務等

1. 非常時優先業務及び管理事務の考え方
2. 業務影響分析
3. 主な非常時優先業務等
4. 参集要員の指定
5. 非常時優先業務等の実施

## 第4章 業務継続のための執務環境の確保

1. 庁舎等の確保
2. 備蓄
3. 通信・情報システム
4. 非常用電源の確保
5. 帰宅困難者等への対応
6. 権限委任

## 第5章 教育・訓練及び今後の検討事項

1. 教育
2. 訓練
3. 検討事項・見直し

## 第1章 総則

### 1. 背景と位置づけ

中央防災会議は「首都直下地震対策対応（平成17年9月）」及び「首都直下地震応急対策活動要領（平成18年4月）」を策定し、首都直下地震により、膨大な人的・物的被害の発生とともに、我が国全体の国民生活、経済活動に支障が生ずるほか、海外への被害の波及が想定されることから、政治、行政、経済の枢要部分を担う首都中枢機能の継続性確保が不可欠とし、首都中枢機関は、首都中枢機能の継続性確保のための計画を策定することとされた。これを踏まえ、平成19年6月の中央防災会議において、安倍内閣総理大臣から、各省庁において業務継続計画の策定を積極的に推進するよう発言があり、1年を目途に各省庁において計画を策定することとされ、平成20年7月に内閣官房業務継続計画を定めたところである。

今般、「首都直下地震対策特別措置法」（平成25年11月）が制定された。同法に基づき決定された「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（平成26年3月）では、「首都地域は、政治中枢や行政中枢、あるいは経済中枢といった首都中枢機能が極めて高度に集積し、かつ人口や建築物が密集している。このような首都地域において、大きな地震が発生した場合、広域的な災害応急対策に不可欠な政治・行政中枢機能や、我が国の経済中枢機能などの首都中枢機能の継続性の確保が課題」とされたところである。

さらに、同法に基づき「首都直下地震が発生し、当該地震が首都中枢機能に甚大な影響を及ぼす場合において、政府として業務を円滑に継続するための対応方針及び当該業務を継続するために必要な執行体制、執務環境等を定めることにより、関係機関、民間事業者等の取組と相まって、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化することを目的」として「政府業務継続計画」（平成26年3月）が決定された。当該計画は、首都直下地震発生時における非常時優先業務の実施に係る政府の方針を定めるとともに、府省横断的な事項を定めているが、各府省は、当該計画に基づき、首都直下地震発生時において、政府として維持すべき必須の機能である項目のうちから、当該府省の所掌に該当する事務を非常時優先業務として位置付け、これに必要な執行体制、執務環境等を定める業務継続計画を作成するとされたことに伴い、本計画を改定することとした。

### 2. 基本方針

内閣官房は、その責務を果たすために、「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（平成26年3月28日閣議決定）、「中央省庁業務継続ガイドライン第1版」（平成19年6月内閣府防災担当が、各省庁が業務継続計画を策定する際の作業を支援することを目的と

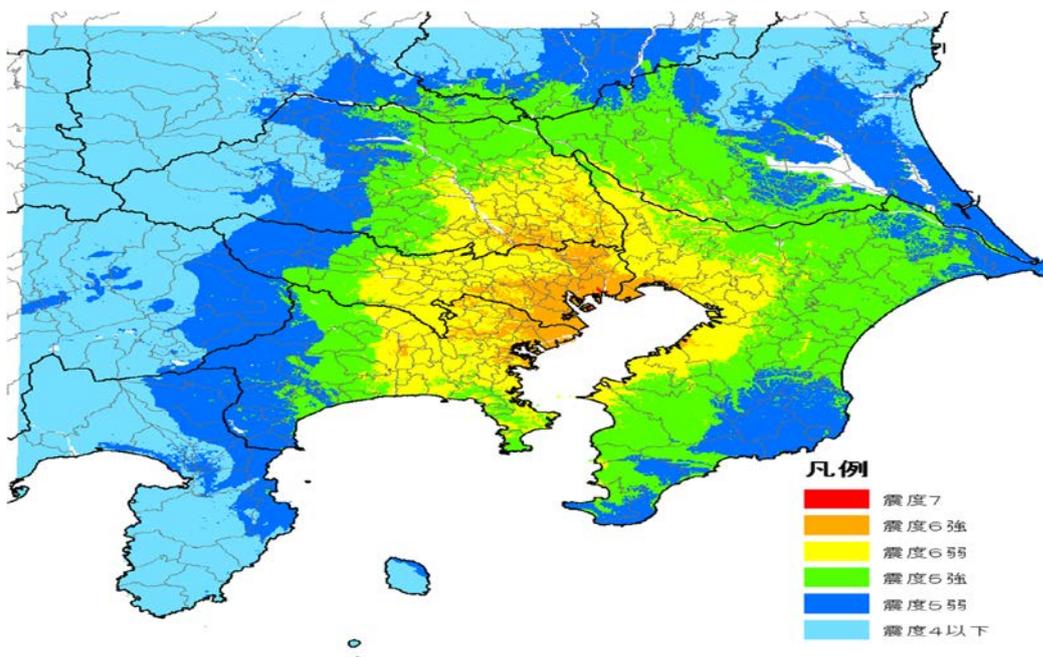
して策定したもの)等に従い、以下の方針に基づいて非常時優先業務を行うこととする。

- ①内閣の機能を維持する。
- ②緊急事態の初動対処業務を遂行する。
- ③上記①及び②を行う上で必要となる参集職員を確保するとともに、庁舎等の維持管理を行うなど、必要な執務体制を構築・維持する。

## 第2章 想定被害と業務継続への影響

中央防災会議防災対策実行会議首都直下地震対策検討ワーキンググループから示された「首都直下地震の被害想定と対策について（最終報告）」（平成25年12月）では、総理大臣官邸や中央省庁の庁舎が主に立地する東京都千代田区永田町、霞が関などの地区は、周辺の低平地と比較して、相対的に固い地盤上にあり、地震動の増幅が小さい領域に位置するため、耐震基準に適合している建物において倒壊などの大きな損傷が発生する可能性が低いとされている。また、この地区は電力、通信・情報システム、上下水道等が被災した場合でも、各事業者が優先的に復旧することとなっており、地震に対して一定の強靱性を有しているものといえることができる。

しかしながら、政府は、どのような事態に対しても、首都中枢機能の維持を図り、国民生活及び国民経済に及ぼす影響を最小化するため、業務継続体制を維持する必要があることから、本計画は同ワーキンググループが想定する震度分布や被害様相を念頭に置いた上で、特に不確実性が高い項目については、より過酷な被害様相を呈することを想定することとする。



※首都直下地震検討WG ～首都直下地震の被害想定と対策についてより～

## 1. 被害想定（人的・物的被害）

首都直下地震検討ワーキンググループから示された首都直下地震の被害想定は以下のとおりとされている。

### （1）地震の揺れによる被害

- ①揺れによる全壊家屋：17.5万棟 建物倒壊による死者 1.1万人
- ②揺れによる建物被害に伴う要救助者 7.2万人

### （2）市街地火災の多発と延焼

- ①焼失：41.2万棟 建物倒壊等と合わせて61.0万棟
- ②死者：1.6万人 建物倒壊等と合わせて2.3万人

### （3）インフラライフライン等の被害

- ①電力：発災直後は都区部の約5割が停電。供給能力が5割程度に落ち、1週間以上不安定な状況が続く

- ②通信：固定電話・携帯電話とも、輻輳<sup>ふくそう</sup>のため、9割の通話規制が1日以上継続。

メールは遅配が生じる可能性。携帯基地局の非常用電源が切れると停波。

- ③上下水道：都区部で約5割が断水。約1割で下水道の使用ができない。
- ④交通：地下鉄は1週間、私鉄・在来線は1か月程度、運行停止する可能性。
- ⑤港湾：非耐震岸壁では、多くの施設で機能が確保できなくなり、復旧には数か月を要す。
- ⑥燃料：油槽所・製油所において備蓄はあるものの、タンクローリーの確保、深刻な渋滞により、非常用発電用の重油を含め、軽油、ガソリン、灯油とも末端までの供給が困難となる。

### （4）経済的被害（約95兆円）

- ①建物等の直接被害：約47兆円
- ②生産・サービス低下の被害：約48兆円

## 2. 具体的被害想定

1. の首都直下地震の発生に伴い、内閣官房の各部局が入居している庁舎等のいわゆるインフラに発生する被害は、概ね下記のとおりであると想定される。

(1) 建物

① 総理大臣官邸、内閣衛星情報センター

平成 14 年 3 月に竣工しており十分な耐震性を有していることから大きな損傷が生じる可能性は低い。

② 内閣府本府庁舎

平成 22 年 10 月に免震工事を完了しており、十分な耐震性を有していることから大きな損傷が生じる可能性は低い。

③ 中央合同庁舎第 8 号館

平成 26 年 3 月に竣工した新庁舎であり、十分な耐震性を有していることから大きな損傷が生じる可能性は低い。

④ 内閣府庁舎別館

平成 18 年 3 月に耐震改修等工事を完了しており、構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。

⑤ 中央合同庁舎第 4 号館

構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。なお、現在、平成 28 年 10 月竣工予定で耐震改修工事を実施しているところである。

⑥ 永田町合同庁舎

構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。

⑦ 民間ビル

一部の民間ビルは十分な耐震性を有していると考えられるものの、その他の民間ビルは、構造体の部分的な損傷は生じるが、補修等により使用可能な範囲の被害に止まると考えられる。

(2) 電力：発災後 1 週間は電力事業者からの電力供給が停止することを前提とする。

① 総理大臣官邸

非常用電源を設置し、全ての照明及びコンセントの使用に十分な燃料を備蓄している。

② 内閣衛星情報センター

非常用電源を設置し、全ての照明及びコンセントの使用に必要な 3 日間程度の燃料を備蓄している。

③ 中央合同庁舎第 8 号館

非常用電源を設置し、防災関係諸室の全て、及び各事務室内の 3 分の 1 程度の照明、さらに非常用コンセントの使用に必要な 3 日間程度の燃料を備蓄して

いる。なお、主要事務室の照明及びコンセントにおいては、中央監視室のコントロールにより1週間程度の使用が可能となるよう対応が可能である。

④ 内閣府本府庁舎

当該庁舎は通常中央合同庁舎第8号館から電源を供給しており、災害時には中央合同庁舎第8号館に設置した非常用電源から電源を供給することとなっている。これにより、当該庁舎では、各事務室内の3分の1程度の照明及び共用の会議室の非常用コンセントが3日間程度使用可能である。

⑤ 内閣府庁舎別館

非常用電源を設置し、非常用コンセントの使用に必要な一定程度の燃料を備蓄している。なお、照明が使用できる設備はない。

⑥ 中央合同庁舎第4号館及び永田町合同庁舎

非常用電源を設置し、非常用照明等の使用に必要な3日間程度の燃料を備蓄している。なお、コンセントが使用できる設備はない。

⑦ 民間ビル

非常用電源を設置し、非常用照明等の使用に必要な一定程度の燃料を備蓄している。なお、コンセントが使用できる設備はない。

(3) 上下水道：上水道は事業者からの供給が発災後1週間停止するとともに下水道は発災後1週間使用不能となることを前提とする。

① 総理大臣官邸

(上水道)

受水タンクには十分な上水を確保している。

(下水道)

十分な量が貯留可能な排水槽を設置している。

② 内閣衛星情報センター

(上水道)

受水タンクは3日分程度の上水を確保している。

(下水道)

3日分程度の量が貯留可能な排水槽を設置している。

③ 内閣府本府庁舎・中央合同庁舎第8号館

(上水道)

受水タンクには十分な上水を確保している。

(下水道)

十分な量が貯留可能な排水槽を設置している。さらに、7日分の排水を貯留可能な災害時用緊急排水槽を設置している。

- ④ 内閣府庁舎別館及び永田町合同庁舎
  - (上水道)  
受水タンクには半日程度の上水を確保している。
  - (下水道)  
半日程度の量が貯留可能な排水槽等を設置している。
- ⑤ 中央合同庁舎第4号館
  - (上水道)  
受水タンクには1日程度の上水を確保している。
  - (下水道)  
1日程度の量が貯留可能な排水槽を設置している。
- ⑥ 民間ビル
  - (上水道)  
受水タンクには一定程度の上水を確保している。
  - (下水道)  
一定程度の量が貯留可能な排水槽を設置している。

(4) 電話：発災後、商用電話回線の不通は1週間とすることを前提とする。

内閣官房の各部局が入居している庁舎の電話については、断線しておらず、かつ、非常用電源が確保できれば、<sup>ふくそう</sup>輻輳によりつながりにくい状況ではあるが、一定程度は使用可能である。また、商用電話回線が断線した場合等でも、中央防災無線等により一定程度は使用可能である。

(5) 情報システム

府省内 LAN（インターネット閲覧、電子メール利用、共有ドライブ利用）については、サーバ等を十分な耐震・免震構造を備え非常用電源からの電力供給も確保された拠点に設置していることから、即座に停止する可能性は低い。また主要拠点間を結ぶネットワーク回線を冗長化しており、電力が供給される拠点においては、点検後に使用が可能と考えられる。

さらに、府省内 LAN が停止した場合に備えて、災害時用ネットワーク（インターネット閲覧、災害時用 Web サイト、災害時用電子メール及びバックアップセンターの共有ドライブ利用）と災害時用端末（通常時は、貸出用行政端末として利用）も整備している。

### 第3章 非常時優先業務等

#### 1. 非常時優先業務及び管理事務の考え方

首都直下地震が発生したとき、業務の遂行に必要となる資源が大幅に不足する状況下においても国民の期待に応えた災害時の行政活動を展開していくためには、あらかじめ真に業務継続が必要な業務を選定し、当該業務の遂行に必要となる資源の優先的確保を図り、有限な資源の効率的かつ効果的な配分等を計画的に推進する必要がある。

このため、政府業務継続計画が定める、政府として維持すべき必須機能に該当する業務について、発災後業務停止による社会への影響度を評価する業務影響分析を行い、通常の勤務時間以外の時間に発災した場合に庁舎等へ参集することができる職員の人数を時間別に把握し、内閣官房として継続すべき優先業務を抽出する。当然、非常時優先業務を遂行するために必要な組織管理、庁舎管理等の事務は実施するものとする。

#### 2. 業務影響分析

「影響の重大性」の評価は下表の基準に従うものとし、この結果、発災後おおむね2週間以内に「影響の重大性」がⅢ以上に達する業務を非常時優先業務等とする。

表 影響の重大性の評価基準表

影響の重大性	I	II	III	IV	V
	軽微	小さい	中程度	大きい	甚大
対象とする目標レベルに到達していないことに伴う代表的な影響の内容	対象とする目標レベルに到達しなかったことによる社会的影響はわずかにとどまる。ほとんどの人は全く影響を意識しないか、意識をしてもその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより若干の社会的影響が発生する。しかし、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより社会的影響が発生する。社会的な批判が一部で生じ得るが、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲であると理解する。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより相当の社会的影響が発生する。社会的な批判が発生し、過半の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。	対象とする目標レベルに到達しなかったことにより甚大な社会的影響が発生する。大規模な社会的批判が発生し、大部分の人はその行政対応は許容可能な範囲外であると考えられる。

※中央省庁業務継続ガイドライン第1版より

### 3. 主な非常時優先業務等

業務影響分析により選定された具体的な非常時優先業務等は、次のとおりである。

内閣機能に関する事務として、政府は、被害状況、我が国の経済及び国民生活への影響等に関する情報の収集及び分析を行い、これに基づき非常時優先業務の継続に係る重要政策に関する方針の決定、総合調整等を行う。また、国内外に向け、これらの情報を的確に発信する。

### 4. 参集要員の指定

非常時優先業務等を実施する部局においては、非常時優先業務又は管理事務を継続するため、あらかじめ定められた時間内に庁舎に参集すべき要員（以下、「参集要員」という。）をあらかじめ指定するとともに、その名簿を作成する。なお、参集要員数は、首都直下地震が通常の勤務時間以外に発生した場合、一定時間内に参集し、1週間にわたり交代制で常駐するのに必要な人数であることに留意する。また、参集要員の異動があった際には、速やかに新しい参集要員の指定を行う。

### 5. 非常時優先業務等の実施

#### (1) 発生直後からおおむね3日目まで

首都直下地震の発生直後からおおむね3日目までの間、初動対応を含めた非常時優先業務として次のものを実施する。

- ・ 内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整。
- ・ 閣議に係る重要事項の整理、企画立案及び総合調整。
- ・ 内閣の重要政策に関する情報の収集調査・分析・発信に関する事務。

また、具体的な初動対応は次のとおりとする。

- ① 情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うために官邸対策室を設置する。
- ② 緊急参集チーム協議を行い、政府の初動措置に関する情報の集約等を行う。
- ③ 緊急事態に関し、政府としての基本的対処方針、対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため、必要に応じ内閣総理大臣又は内閣官房長官

と緊急事態に関係する閣僚との緊急協議を行う。

- ④ 閣議を開催し、緊急災害対策本部を設置するため、内閣府と連携しつつ所要の措置を講ずる。緊急災害対策本部は防災関係機関と災害応急対策等の実施状況等に関する情報を収集し、共有するものとする。また、首都直下地震による被害の状況及び災害応急対策の実施状況を把握し、防災関係機関に対し、災害応急対策の実施に関し総合調整を行う。
- ⑤ 社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、関係省庁と連携して、緊急事態及びこれへの対処に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に広報を行う。

さらに、管理事務（職員の安否確認及び庁舎等の維持管理業務）は次のとおりとする。

- ① 安否確認システム（地震発生時に、参集要員へ参集を指示するとともに、全職員が、インターネットにより自動送信された安否確認メールに対し、選択方式（本人・家族の安否、出勤の可否等）により回答することにより全職員及びその家族の安否等に関する情報が集約されるシステムをいう。）により、職員の安否等に関する情報を速やかに把握する。なお、当該システムを未導入の部局においては、同様の安否確認システムを導入すること等により、職員の安否情報を把握する。
- ② 内閣官房の各部局が入居している庁舎等の被害状況（電話、FAX、パソコン、コピー機、映像・音響機器などの機器を含む。）を確認し、異常がある場合には速やかに修理等を行い、業務に支障がないようにする。また、電気、通信、上下水道の異常の有無を確認し、異常がある場合には、バックアップシステムの稼働や代替手段の検討を行う。また、情報システムを適切に維持・管理する。

なお、首都直下地震の発生時間帯ごとに各職員がとるべき行動は次のとおりとする。

- ① 勤務時間外に発災した場合

#### 【参集要員】

参集要員は指示を待つことなく速やかに庁舎に参集し、非常時優先業務等を遂行する。その際、家族の安否を確認し、安否確認システムに応答する。参集要員が参集することができない状況（本人・家族が被災し治療等の必要がある、参集途上において救命活動に参加する必要があるなど）にある場合、所属長に確認しその指示に従う。

### 【非参集要員】

参集要員以外の職員（非参集要員）は、家族の安否を確認し、安否確認システムに応答する。参集が可能な場合は所属長に確認し、その指示に従うこととするが、連絡がとれない場合は、状況に応じて参集し、非常時優先業務等の支援に当たるなど、積極的に対応する。

参集が不可能な職員は公共交通機関が復旧するまでの間、連絡がとれるよう自宅等で待機する。待機の間は、安全を確保しつつ自宅周辺での救出・救助活動に携わるなど地域貢献に積極的に取り組む。

### ② 勤務時間内に発災した場合

非常時優先業務等に従事する者は、速やかに業務を遂行するとともに、併せて家族の安否を確認し、安否確認システムに応答する。

非常時優先業務等に従事しない者は、家族の安否を確認し、安否確認システムに応答するとともに、可能な範囲で庁舎等の復旧業務、非常時優先業務等の支援に従事する。なお、帰宅する際は、帰宅困難者の大量発生により帰宅経路上での混乱が想定されることから、帰宅経路上の混乱が落ち着くか、公共交通機関についての情報が明らかになるまでの間はむやみに移動しない。

### (2) おおむね3日目以降

首都直下地震の発生後概ね3日目以降において、(1)の初動対応を継続しつつ、引き続き次の業務を実施する。

- ・ 内閣の重要政策に関する企画立案及び総合調整。
- ・ 閣議に係る重要事項の整理、企画立案及び総合調整。
- ・ 内閣の重要政策に関する情報の収集調査・分析・発信に関する事務。

## 第4章 業務継続のための執務環境の確保

### 1. 庁舎等

内閣官房の各部局が入居している庁舎等のうち、総理大臣官邸、内閣衛星情報センター、内閣府本府及び中央合同庁舎第8号館においては、首都直下地震にも耐えうる耐震性を有しているものと考えられるが、内閣府庁舎別館等について、倒壊には至らないと

想定されるものの、一定期間業務の継続が困難になるおそれがある。このように庁舎が被災し、非常時優先業務に多大な影響が発生する場合、中央合同庁舎第8号館を使用することとするが、このような場合でもセキュリティの確保にも可能な限り配慮するものとする。さらに、首都直下地震発生時において、職員等の安全性の確保と非常時優先業務等の遂行に必要な機能が維持されるよう、引き続き、各庁舎の耐震安全性を確保するとともに、非常時優先業務等の内容に応じて要求される施設機能を確保するため、天井などの非構造部材の耐震化等を含め、更なる措置を講ずるものとする。

## 2. 備蓄

発災に備え、食料、飲料水、医薬品、毛布、簡易トイレに関して、参集要員の1週間分及び非参集要員の3日分の備蓄を行う。また、来訪者及び帰宅困難者の分の備蓄についても考慮する。

## 3. 通信・情報システムの確保

### (1) 電話

災害時優先通信回線や衛星電話の導入について、引き続き検討を進める。

### (2) 情報システム

主要拠点間を結ぶネットワーク回線網については、冗長化構成にて整備済みである。災害時における代替的な通信回線等の導入について、引き続き検討を進める。

## 4. 非常用電源燃料の確保

各庁舎に整備している非常用発電設備について、非常時優先業務等を1週間程度継続するために必要な燃料を確保する。

## 5. 帰宅困難者等への対応

災害が発生した場合の帰宅困難者等への対応について、庁舎内の来訪者及び庁舎内外の帰宅困難者等の一時収容として、中央合同庁舎第8号館1階エントランス及び講堂等に受入れスペースを確保する。なお、セキュリティ上の支障等を勘案しつつ、今後、受入れスペースの拡充について、内閣府と連携しつつ検討を行う。また、庁舎内外の帰宅困難者等への災害情報の提供、備蓄物資の配布等について、非常時優先業務等の実施に支障のない範囲内で、可能な限りの支援措置を講ずる。

## 6. 権限委任

災害発生時に迅速に対応し的確に業務を遂行するために、組織内の業務が円滑に進むよう指揮命令系統を確立する。非常時優先業務に沿った指揮命令系統をあらかじめ定めた指定順位に沿って権限を委任する。

## 第5章 教育・訓練及び今後の検討事項

### 1. 教育

発災時に、適切かつ迅速に本計画を実行するには、平常時から全職員が本計画の重要性を十分に理解して自らがとるべき行動を認識する必要があるため、本計画を全職員に周知徹底し、発災時の自らの役割、対応について認識させる。特に、参集要員は重要性を十分に認識し自らのとるべき対応について確認する。

### 2. 訓練

非常時における職員の即応力や計画の実効性の向上を図ることを目的とし、毎年1回以上必要な訓練を行う。

(例)

- ・安否確認訓練
- ・非常参集訓練
- ・臨時閣議開催訓練
- ・停電時を想定した非常用電源環境下での訓練

### 3. 検討事項・見直し

- ・官邸機能の立川広域防災基地への移転に伴う代替庁舎、職員の移動手段、宿泊施設等の確保について、関係省庁と連携をとりながら検討を進める。
- ・訓練の結果明らかになった課題等について、本計画及び各部局で行う非常時優先業務の業務内容に的確に反映するように努める。